証券コード：4658
2022年６月８日

株　主　各　位

名古屋市名東区照が丘239番２
日本空調サービス株式会社
代表取締役社長　田　中　洋　二

第59回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第59回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申しあげます。

なお、**株主総会会場では、新型コロナウイルス感染防止対策を徹底しておりますが、株主総会にご出席されます株主の皆様におかれましても、ご自身の体調をお確かめのうえ、感染防止にご配慮いただきご来場賜りますようお願い申しあげます。**併せて、当社の判断に基づき、株主総会会場において株主様の安全確保及び感染拡大防止のために必要な措置を講じる場合もありますので、ご協力のほどお願い申しあげます。

書面またはインターネットによる議決権の事前行使にあたっては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、「議決権行使のご案内」（３頁から４頁）をご参照いただき、**2022年６月23日（木曜日）午後５時45分まで**に到着するようにご返送いただくか、当社の指定する議決権行使サイトにより議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　2022年６月24日（金曜日）午前10時（午前９時受付開始）

２．場　　所　名古屋市中区栄１丁目３番３号
ヒルトン名古屋　５階　銀扇の間
（昨年と同じホテルですが、階数及び会場が異なりますので、お間違えのないようお願い申しあげます。）

３．会議の目的事項

報 告 事 項
１．第59期（2021年４月１日から2022年３月31日まで）
事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第59期（2021年４月１日から2022年３月31日まで）
計算書類の内容報告の件

決 議 事 項
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役９名選任の件
第４号議案　役員賞与の支給の件

４．議決権行使のご案内（３頁から４頁をご参照ください。）

以　上

◎ **例年株主総会終了後に別途開催しておりました「株主様向け会社説明会」につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から中止とさせていただきます。**

◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付に、ご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。なお、監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知添付書類に記載の各書類の他、当社ウェブサイトに掲載しております連結注記表及び個別注記表となります。

◎ 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

◎ 当日は軽装（クールビズ）にて対応させていただきますので、ご了承くださいますようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト（https://www.nikku.co.jp/ja/ir/stockinfo/meeting.html）

新型コロナウイルス感染防止への当社対応について

・株主総会にご出席される株主様は、**必ずマスクを着用のうえ**ご入場いただきますようお願い申しあげます。
・会場入口で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方はご入場をお断りする場合がございます。
・当日は、役員及び運営スタッフはマスク等を着用させていただきます。
・会場内は、座席の間隔を広げて配置いたしますので、ご用意できる席数は例年に比べ減少します。そのため、**満席の際には、ご入場をお断りさせていただくことがございます。**
・新型コロナウイルスの今後の感染拡大状況により、感染予防及び拡散防止のための新たな措置を講じる場合も、当社ウェブサイトに掲載いたしますので、ご確認いただきますようお願い申しあげます。

議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。

株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2022年６月24日（金）
午前10時
（受付開始時間：午前９時）

書面（郵送）で議決権を行使する方法

同封の議決権行使書用紙に議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年６月23日（木）
午後５時45分到着分まで

インターネットで議決権を行使する方法

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年６月23日（木）
午後５時45分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

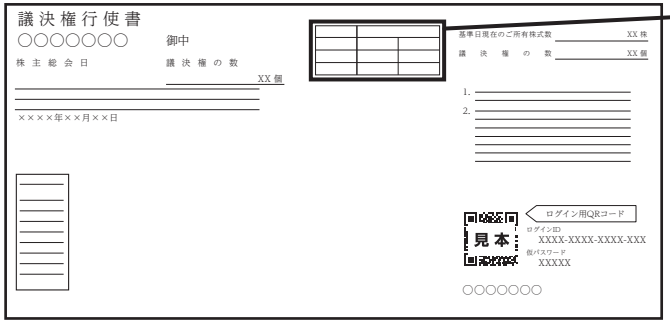

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第３号議案

- 全員賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 ≫ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第１、２、４号議案

- 賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印

書面（郵送）とインターネットにより、重複して議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1　議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。

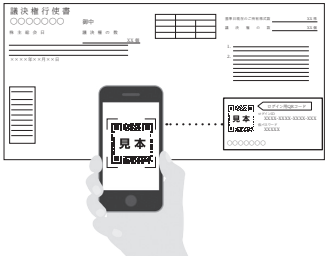

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2　以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

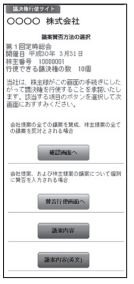

QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　**https://evote.tr.mufg.jp/**

1　議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

2　議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

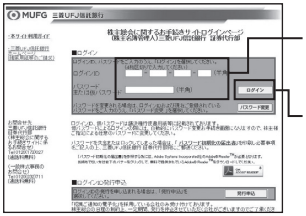

3　新しいパスワードを登録してください。

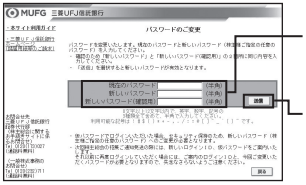

4　以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部　ヘルプデスク
0120－173－027
（通話料無料／受付時間 午前9時～午後9時）

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題の一つと認識し、経営基盤の強化に向けた内部留保の充実を勘案しつつ利益配分を決定することとしております。そのため、配当の原資となる利益を継続的に向上させ、連結配当性向50％を目途にその水準を維持していくことを基本方針としております。

この方針に基づき、当期末の配当金につきましては、１株につき14円とさせていただきたいと存じます。これにより、中間配当金27.5円を含めた年間配当金は、１株につき41.5円となります。

⑴　配当財産の種類
　　金銭といたします。

⑵　株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　　当社普通株式１株につき金14円、総額481,673,962円

⑶　剰余金の配当が効力を生じる日
　　2022年６月27日

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

⑴　目的の追加

当社事業の現状に即し、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第２条（目的）につきまして、事業目的の追加をするものであります。

⑵　株主総会資料の電子提供制度に係る変更

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第１条ただし書きに規定する改正規定が2022年９月１日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

①変更案第15条第１項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

②変更案第15条第２項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

③株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。

④上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

２．変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
（目的） 第２条　（条文省略） １．空調・冷凍・電気・各設備機器・各種機械装置の設計・施工・保守・管理 ２．～19.　（条文省略） 第３条～第14条　（条文省略）	（目的） 第２条　（現行どおり） １．空調・冷凍・電気<u>・電気通信</u>・各設備機器・各種機械装置の設計・施工・保守・管理 ２．～19.　（現行どおり） 第３条～第14条　（現行どおり）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第15条　当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	（削　除）
（新　設）	（電子提供措置等） 第15条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 ２．当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
第16条～第47条　（条文省略）	第16条～第47条　（現行どおり）
（新　設）	（附則） １．定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第１条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年９月１日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。 ２．前項の規定にかかわらず、施行日から６か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。 ３．本附則は、施行日から６か月を経過した日または前項の株主総会の日から３か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第３号議案　取締役９名選任の件

取締役６名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役を３名増員し、取締役９名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	現在の当社における地位	
1	田中（たなか）　洋二（ようじ）	代表取締役社長	再任
2	草野（くさの）　幸士（こうじ）	取締役執行役員総務部長	再任
3	依藤（よりふじ）　敏明（としあき）	執行役員経営企画部長兼 海外部長	新任
4	諏訪（すわ）　雅人（まさと）	執行役員人事部長	新任
5	白石（しらいし）　一彦（かずひこ）	執行役員名古屋支店長	新任
6	室谷（むろたに）　敏彰（としあき）	取締役	再任
7	田中（たなか）　登志男（としお）	取締役	再任　社外　独立
8	東本（ひがしもと）　強（つよし）	取締役	再任　社外　独立
9	北川（きたがわ）　ひろみ	－	新任　社外　独立

再任　再任取締役候補者　　新任　新任取締役候補者　　社外　社外取締役候補者　　独立　証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
1	田中（たなか）　洋二（ようじ） （1956年８月14日生）	2004年６月　当社入社 2007年４月　当社経理部長 2010年１月　蘇州日空山陽機電技術有限公司董事（現任） 2011年５月　株式会社日本空調東北取締役 2013年５月　日本空調システム株式会社取締役 2013年６月　株式会社日本空調岐阜取締役 株式会社日本空調北陸取締役 株式会社日本空調東海取締役 2014年４月　当社執行役員経理部長 2014年６月　当社取締役執行役員経理部長 2015年10月　当社取締役執行役員経営企画部長兼経理部長 2016年３月　NACS Singapore Pte. Ltd. Managing Director 2016年４月　当社取締役執行役員経営企画部長 2017年９月　NACS ENGINEERING VIETNAM CO., LTD. Authorized Representative 2018年４月　当社代表取締役社長（現任）	50,700株
		【取締役候補者とした理由】 財務経理、経営企画等の管理部門を中心とした知識と経歴を持ち、今後も当社グループ全体の企業価値向上に強いリーダーシップを発揮できる人材と判断し、取締役候補者といたしました。	
2	草野（くさの）　幸士（こうじ） （1958年３月20日生）	1993年４月　当社入社 2011年４月　当社管理・教育本部総務部長 2014年４月　当社執行役員総務部長 2014年６月　当社取締役執行役員総務部長（現任） 2020年５月　日本空調システム株式会社取締役（現任）	20,200株
		【取締役候補者とした理由】 総務、広報、法務、内部統制等の管理部門を中心とした知識と経歴を持ち、当社グループのガバナンス体制の整備と運用の強化に努めており、引き続き、当社グループのガバナンス体制の充実等を図ることができる人材と判断し、取締役候補者といたしました。	

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
（生年月日）</th><th>略歴、地位、担当及び
重要な兼職の状況</th><th>候補者の有する
当社の株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">※3</td><td rowspan="2">依藤（より ふじ）　敏明（とし あき）
（1967年3月15日生）</td><td>1987年４月　当社入社
2013年４月　当社東日本本部横浜支店長
2014年４月　当社執行役員横浜支店長
2015年４月　当社執行役員九州支店長
2022年４月　当社執行役員経営企画部長兼海外部長
（現任）
2022年５月　株式会社日本空調北陸取締役（現任）</td><td>11,400株</td></tr>
<tr><td colspan="2">【取締役候補者とした理由】
国内主要拠点の支店長等の要職を長きにわたり歴任するなど、営業面や経営管理の豊富な知識と経験とともに、建物設備工事業にも長く携わり培った技術面の知識と経験を有しており、これらをいかして、当社グループの競争力や企業価値の向上を図ることができる人材と判断し、取締役候補者といたしました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">※4</td><td rowspan="2">諏訪（す わ）　雅人（まさ と）
（1965年８月27日生）</td><td>1984年４月　当社入社
2004年４月　当社中国支店長（現 中四国支店）
2007年４月　当社三河支店（現 名古屋支店）豊橋グループマネージャー
2008年４月　当社三河支店長
2010年４月　当社関東支店長
2011年５月　当社管理・教育本部人事部リーダー
2014年４月　当社人事部長
2019年４月　当社執行役員人事部長
2020年５月　株式会社日本空調北陸取締役
2020年７月　当社執行役員経営企画部長
2022年４月　当社執行役員人事部長（現任）
2022年５月　日空ビジネスサービス株式会社取締役
（現任）</td><td>14,000株</td></tr>
<tr><td colspan="2">【取締役候補者とした理由】
支店長や国内子会社の取締役等の要職を歴任し、営業面や経営管理の豊富な知識と経験を有するとともに、人事部長として培った知識と経験をいかし、当社グループの企業価値向上を図ることができる人材と判断し、取締役候補者といたしました。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
※5	白石 一彦（しらいし かずひこ） （1968年３月29日生）	1986年４月　当社入社 2013年４月　当社西日本本部中国支店長（現 中四国支店） 2015年７月　日本空調四国株式会社代表取締役社長 2015年10月　同社取締役 2020年４月　当社執行役員中四国支店長 2021年４月　当社執行役員名古屋支店長（現任）	7,800株
		【取締役候補者とした理由】 国内の主要拠点の支店長及び国内子会社の代表取締役等の要職を長きにわたり歴任するなど、営業面や経営管理の豊富な知識と経験とともに、建物設備メンテナンス業にも長く携わり培った技術面の知識と経験を有しており、これらをいかして、当社グループの競争力や企業価値の向上を図ることができる人材と判断し、取締役候補者といたしました。	
6	室谷 敏彰（むろたに としあき） （1953年５月５日生）	1972年４月　当社入社 1977年10月　株式会社日本空調北陸転籍 1991年４月　同社営業部長 1992年９月　同社取締役 2003年５月　同社常務執行役員 2005年５月　同社取締役 2006年５月　同社代表取締役社長 2016年６月　当社取締役（現任） 2022年５月　株式会社日本空調北陸会長（現任）	73,840株
		【取締役候補者とした理由】 当社子会社である株式会社日本空調北陸における営業部門の要職を歴任し、長きにわたり同社の代表取締役社長としての経験と実績を有していることから、引き続き、当社グループの重要事項の決定及び経営執行の監督に十分な役割を果たすことができる人材と判断し、取締役候補者といたしました。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
7	田中（たなか） 登志男（としお） （1954年１月22日生）	1983年10月　等松・青木監査法人(現 有限責任監査法人トーマツ）入社 1987年３月　公認会計士登録 1987年６月　同社退社 1987年７月　東陽監査法人職員登録 1987年12月　税理士登録 2007年１月　税理士法人アイオン代表社員（現任） 2007年９月　東陽監査法人代表社員 2016年８月　東陽監査法人代表社員退任 2020年６月　当社社外取締役（現任）	1,300株
		【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 過去に社外役員となること以外の方法で一般事業会社の経営に関与された経験はありませんが、監査法人及び税理士法人の代表社員として長きにわたり活躍されており、公認会計士としての専門的知識・経験に基づき、引き続き、当社の重要な経営判断の場において適切な助言及び提言が期待できる人材として、社外取締役候補者といたしました。	
8	東本（ひがしもと） 強（つよし） （1962年８月31日生）	1989年４月　三菱重工業株式会社入社 2012年３月　同社退社 2017年３月　京都大学経営管理大学院修了（MBA取得） 2020年６月　当社社外取締役（現任）	5,200株
		【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、京都大学経営管理大学院でのＭＢＡ取得により経営に関する知見を有し、加えて、前職において、延べ10年以上にわたり中国や台湾等の数多くの海外駐在歴があり、それら各国の大型プロジェクトのアドミニストレーションマネージャー（運営管理総括責任者）として活躍されておりました。それらの豊富な実務経験を基に、当社グループが進める海外展開に関する有意義な助言を行っていただき、引き続き、当社におけるグループ経営管理の強化に十分な役割を果たしていただける人材として、社外取締役候補者といたしました。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
※9	北川（きたがわ）　ひろみ （1962年11月４日生）	1996年４月　弁護士登録 南舘法律事務所（現 南舘・北川・木村法律事務所）入所 2003年７月　南舘・北川法律事務所（現 南舘・北川・木村法律事務所）パートナー弁護士（現任） 2014年４月　中部弁護士会連合会理事 2016年７月　愛知県弁護士会副会長 2017年４月　南山大学法務研究科教授（現任）	０株
		【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 過去に一般事業会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての豊富なキャリアに加え、愛知県弁護士会副会長や大学教授を歴任する等、長きにわたり法律の分野において幅広く活動した経験を有しており、法律の分野における豊富な経験と専門的知見に基づき、当社の重要な経営判断の場において適切な助言及び提言が期待できる人材として、社外取締役候補者といたしました。	

（注）１．※印は、新任の取締役候補者であります。
２．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
３．「候補者の有する当社の株式数」については、2022年３月31日の所有株式数を記載しております。
４．田中登志男氏、東本強氏及び北川ひろみ氏は、社外取締役候補者であります。
５．田中登志男氏及び東本強氏は、現在当社の社外取締役であります。両氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって２年となります。

6．田中登志男氏が代表社員を務める税理士法人アイオンは、当社の子会社であった西日本空調管理株式会社、株式会社日本空調岐阜、及び株式会社日本空調東海から業務委託報酬を受けておりましたが、その年間取引額は過去５事業年度の平均で西日本空調管理株式会社が0.1百万円、株式会社日本空調岐阜が0.2百万円、株式会社日本空調東海が0.4百万円であり、それぞれの連結売上高に占める割合は同平均で0.01％未満となっており、同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。なお、各社との契約はすでに終了しており、新たな契約の予定はございません。

7．当社は、非業務執行取締役である室谷敏彰氏、田中登志男氏及び東本強氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、５百万円または会社法第425条第１項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、各氏の再任が承認可決された場合には、各氏との当該契約を継続する予定であります。また、北川ひろみ氏の選任が承認可決された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

8．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告28頁に記載のとおりです。各取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

9．当社は、田中登志男氏及び東本強氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、両氏の再任が承認可決された場合には、引き続き独立役員として両取引所に届け出る予定であります。

10．北川ひろみ氏は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認可決された場合には、独立役員として両取引所に届け出る予定であります。

〈ご参考〉取締役候補者のスキルマトリックス

氏　　名	当社における現在の地位	属性	候補者が有する専門性					
			経営・ガバナンス	営業	財務・会計	技術・品質	人材育成	海外事業
田　中　洋　二	代表取締役社長		●		●			●
草　野　幸　士	取締役執行役員総務部長		●				●	●
依　藤　敏　明	執行役員経営企画部長兼海外部長	【新任】		●		●	●	
諏　訪　雅　人	執行役員人事部長	【新任】	●			●	●	
白　石　一　彦	執行役員名古屋支店長	【新任】		●		●	●	
室　谷　敏　彰	取締役		●	●			●	
田　中　登志男	社外取締役	【社外】 【独立】	●		●			
東　本　　強	社外取締役	【社外】 【独立】	●					●
北　川　ひろみ	―	【新任】 【社外】 【独立】	●				●	

※各候補者が有する専門性のうち主なものを最大3つまで記載しております。

第４号議案　役員賞与の支給の件

当期末時点の取締役２名（業務執行取締役２名）に対し、当期の業績等を勘案して役員賞与総額1,000万円を支給することといたしたいと存じます。

なお、各氏に対する具体的な金額、時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。また、当社の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は事業報告28頁から31頁に記載のとおりであります。

本議案は、会社業績や取締役の担当部門の実績等を総合的に勘案して、相当であると判断しております。

以上

（添付書類）

事　業　報　告

（2021年４月１日から
2022年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

⑴　事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、世界経済の回復を背景に持ち直しの動きが続いておりますが、新型コロナウイルスの感染再拡大に伴うまん延防止等重点措置の影響や世界的な半導体不足をはじめとした機器等の納期遅延、原材料の高騰等により緩やかなペースに留まっております。また、同感染症の終息を見通すことはできず、地政学リスクの高まりや、資源価格の高止まりなどの影響が懸念され、先行きは不透明な状況となっております。

このような経済環境の中、ビルメンテナンス業界においては、省エネや省コストに加え、病院での手術室の無菌化や院内感染の防止、製薬工場や再生医療研究所等でのバリデーションサポートといった高度な技術力に対し関心が高い一方で、施設の維持管理コストの見直し意識の高まりが強くなっている状況です。

当社グループにおいては、サービスを提供する現場でのお客様との接点を最重要視し、状況に応じた感染症防止対策を講じつつ、当社のノウハウを活かした「設備及び環境診断・評価」「ソリューション提案（省エネ・省コスト提案、環境改善提案）」を通じてお客様の潜在ニーズの掘り起こしに努め、新規物件の獲得や既存契約の維持に取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は49,886百万円（前連結会計年度比1.5％増）となりました。利益面につきましては、中長期的な目線で人的資本の価値向上に資する重要な先行投資として、新卒を積極採用したことなどによる人件費の増加や原材料の高騰等により、営業利益は2,617百万円（同13.0％減）、経常利益は2,801百万円（同10.8％減）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益については、コーポレートガバナンス・コードに基づく政策保有株式の見直し及び資本効率向上を図るため、当社が保有する投資有価証券の一部を売却し、投資有価証券売却益1,391百万円を計上したことなどにより、2,821百万円（同41.2%増）となりました。

⑵　設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資総額は313百万円であります。その主なものは、子会社である株式会社日本空調東北の福島営業所用地及び建物の取得とその関連工事、子会社である株式会社日本空調北陸の駐車場用地取得及び工事であります。

また、当社グループの長期ビジョンである「全てのステークホルダーの幸せ向上」実現に向け、その根幹を成す“人的資本”の価値向上を目的とした「採用・広報」「制度・環境改善」「作業効率化」「新人財育成」の各種プロジェクトを推進しておりますが、「新人財育成」プロジェクトにおいて、新人・若手層の早期戦力化や従業員の技術力向上を目的とした新たな研修センターの建設を計画しております。現在、用地の取得を進めており、その他詳細につきましても検討を進めております。

⑶ 資金調達の状況

当連結会計年度中に重要な資金調達はありません。なお、設備投資等の資金は、主として自己資金、借入金をもって充当しました。

⑷ 対処すべき課題

当社グループが永続的な成長を実現するためには、中核事業である建物設備メンテナンスを安定的に拡大し、より強固な経営基盤を構築していくことが必要であると考えております。その実現に向けた施策として、お客様から“日本空調に仕事を任せて本当に良かった、これからも頼むよ”とのご評価を得て、契約の更新そして拡大を図るとともに、毎年着実に新規のお客様を獲得できるよう、お客様の事業価値の向上に貢献する高い技術力とサービス力を「日本空調ブランド」と位置付け、提供するサービスの質の絶え間ない向上を掲げ、競争力を高めてまいります。また、内部統制システムの更なる充実を図ることで社内管理体制の強化に取り組んでまいります。

現在は、当社グループの経営戦略と数値目標を明確に示した将来展望である「2019中期５ヵ年経営計画」を遂行中であり、次の点を中長期的な課題と捉えて注力するとともに、コーポレートガバナンスの継続的な充実に取り組むことで、長期ビジョンである「全てのステークホルダーの幸せ向上」の達成を目指しております。

① 引き続き、維持管理に高度な技術力が必要とされる特殊な環境を有する施設（当社グループでは「病院及び研究施設」「製造工場等」「その他の特殊な施設」を特殊な環境を有する施設と定義しております。）に対する高品質サービスの提供及び当社のビジネスモデルの強みを生かしたワンストップサービスの強化に努めます。また、全都道府県に展開している拠点網を最大限活用し、点から線そして面へと営業展開を加速させることで、全国展開企業との取引拡大を推進していきます。

② 海外進出については、技術力及び提案力を一層強化することで新規顧客開拓を進め、2024年３月期に海外営業利益比率５％とすることを目標に掲げ、進出拠点の早期収益化を目指します。

③ 当社最大の財産である人的資源の更なる充実に向け、「採用」「働き方」「効率化」「教育」をキーワードとした各種プロジェクトを推進することで、従業員の満足度を高めます。
④ 高品質サービスの維持及び一層の強化に向けて、熟練技術者の養成を強化します。
⑤ 国内外での業容拡大に向け、グローバル経営を推進することで、外国籍従業員の積極採用に努め、2024年３月期に150名とすることを目標に掲げ、達成に向け取り組みます。
⑥ 営業利益及び１株当たり当期純利益（ＥＰＳ）を重要な経営指標と捉え、2024年３月期に54円とすることを目標に掲げ、達成に向け取り組みます。
⑦ 自己資本当期純利益率（ＲＯＥ）10％の維持に努め、持続的に企業価値を向上させるための経営を実践します。

長期ビジョンの達成には資本生産性の向上が必要であり、そのためには人的資本の価値向上が最重要であると考えております。2019年３月期より人的資本の価値向上を目的として、採用活動及び採用広報に関する有効な施策を検討する「採用・広報」、人事制度や給与基準・各種手当等の見直しを検討する「制度・環境改善」、作業効率化ツールの導入や業務内容の見直し及び改善を検討する「作業効率化」の各種プロジェクトを推進しております。また新たに、2022年３月期より新人・若手層の早期戦力化や従業員の技術力向上を検討する「新人財育成」のプロジェクトを立ち上げ、未来の財務・非財務資本に繋げるべく注力しております。人的資本の価値向上により、特殊な環境を有する施設への傾注及び海外展開を強化することで、経済的価値の継続的な創造に努めてまいります。これらの取り組みを着実に推進し、業界におけるポジションを一層高め、「建物設備メンテナンス業界のリーダー」として、当社グループ独自のビジネスモデルの構築を目指してまいります。

⑸ 財産及び損益の状況の推移

区　　分	第 56 期 (2019年３月期)	第 57 期 (2020年３月期)	第 58 期 (2021年３月期)	第 59 期 (当連結会計年度) (2022年３月期)
売上高（百万円）	46,389	49,675	49,152	49,886
経常利益（百万円）	2,725	3,215	3,142	2,801
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	1,792	1,899	1,998	2,821
１株当たり当期純利益（円）	51.11	54.02	56.75	81.35
総資産（百万円）	33,944	33,009	34,906	35,140
純資産（百万円）	17,407	18,459	20,384	20,482

（注）「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準を適用した後の数値となっております。

⑹ 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金（百万円）	当社の出資比率（%）	主要な事業内容
日本空調システム株式会社	90	100.0	建物設備の維持管理業務及びリニューアル工事業務
株式会社日本空調北陸	30	100.0	建物設備の維持管理業務及びリニューアル工事業務
株式会社日本空調東北	65	100.0	建物設備の維持管理業務及びリニューアル工事業務
日空ビジネスサービス株式会社	30	100.0	建物設備等の維持管理業務の技術者派遣
イーテック・ジャパン株式会社	10	100.0	建物設備の維持管理業務及びリニューアル工事業務
蘇州日空山陽機電技術有限公司	400（千USD）	80.6	精密機械設備のメンテナンス及びリニューアル工事業務
上海日空山陽国際貿易有限公司	510（千CNY）	80.6（80.6）	機器販売・据付及びそれらに係る修繕業務
NACS BD Co., Ltd.	90（百万BDT）	100.0（88.9）	総合建物設備メンテナンスサービス業
Evar Air-conditioning & Engineering Pte Ltd	100（千SGD）	100.0（100.0）	空調メンテナンスサービス業
NACS Singapore Pte. Ltd.	10（百万SGD）	100.0	投資、経営及び技術コンサルタント
NACS TPS ENGINEERING CO., LTD.	10（百万THB）	49.0（49.0）	総合建物設備メンテナンスサービス業
NIPPON KUCHO SERVICES (M) SDN. BHD.	3（百万MYR）	100.0（100.0）	総合建物設備メンテナンスサービス業
NACS ENGINEERING VIETNAM CO., LTD.	700（千USD）	100.0（100.0）	総合建物設備メンテナンスサービス業
NACS Engineering Myanmar Co., Ltd.	600（千USD）	100.0（100.0）	総合建物設備メンテナンスサービス業

（注）１．当社子会社14社はすべて連結子会社であります。
２．当社の出資比率の欄の（　）内は、間接保有比率であり内数であります。
３．NACS Singapore Pte. Ltd.のNACS TPS ENGINEERING CO., LTD.への出資比率は100分の50以下でありますが、実質的に支配しているため、連結子会社としております。
４．NACS BD Co., Ltd.及びNACS Singapore Pte. Ltd.は特定子会社に該当しております。
５．NIPPON KUCHO SERVICES (M) SDN. BHD.は2020年８月12日開催の当社取締役会において解散決議を行い、清算手続中であります。

⑺ 主要な事業内容（2022年３月31日現在）

種　　類	主　要　な　内　容
建物設備メンテナンス	空調設備をはじめとする建物設備（空調・電気・消防・給排水・衛生設備等）のメンテナンスを主としたサービス
建　物　設　備　工　事	空調設備をはじめとする建物設備（空調・電気・消防・給排水・衛生設備等）のリニューアル工事及び新築工事

（注）　当社グループはメンテナンスサービスとリニューアル工事とを一体化した事業を単一の報告セグメントとし、記載を省略しております。

⑻ 主要な事業所（2022年３月31日現在）

① 当社の本社　　名古屋市名東区照が丘239番２

② 当社の支店等

名称	所在地	名称	所在地
北海道支店	札幌市東区	岐阜支店	岐阜県岐阜市
筑波支店	茨城県つくば市	三重支店	三重県津市
東京支店	東京都江東区	大阪支店	大阪府箕面市
関東支店	東京都八王子市	中四国支店	広島市西区
横浜支店	横浜市神奈川区	九州支店	福岡市博多区
静岡支店	浜松市東区	ＦＭ管理部	東京都江東区
名古屋支店	名古屋市名東区		

③ 子会社

名称	所在地	名称	所在地
日本空調システム株式会社	名古屋市東区	NACS BD Co., Ltd.	バングラデシュ ダッカ市
株式会社日本空調北陸	富山県富山市	Evar Air-conditioning & Engineering Pte Ltd	シンガポール
株式会社日本空調東北	仙台市太白区	NACS Singapore Pte. Ltd.	シンガポール
日空ビジネスサービス株式会社	名古屋市名東区	NACS TPS ENGINEERING CO., LTD.	タイ バンコク市
イーテック・ジャパン株式会社	東京都江東区	NIPPON KUCHO SERVICES (M) SDN. BHD.	マレーシア クアラルンプール市
蘇州日空山陽機電技術有限公司	中国江蘇省	NACS ENGINEERING VIETNAM CO., LTD.	ベトナム ハノイ市
上海日空山陽国際貿易有限公司	中国上海市	NACS Engineering Myanmar Co., Ltd.	ミャンマー ヤンゴン市

⑼ 従業員の状況（2022年３月31日現在）

従業員数	前期末比増減数
2,116名	+87名

（注）１．従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。
２．従業員数には臨時雇用者数（契約社員、パートタイマー及び人材会社からの派遣社員）1,016名は含まれておりません。

⑽ 主要な借入先の状況（2022年３月31日現在）

① 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社北陸銀行	335百万円
株式会社福井銀行	289百万円
株式会社富山第一銀行	180百万円
株式会社七十七銀行	50百万円

② 貸出コミットメント契約の状況

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、株式会社三菱ＵＦＪ銀行を主幹事とした貸出コミットメント契約を締結しております。

銀行名	借入極度額
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	1,800百万円
株式会社三井住友銀行	600百万円
株式会社愛知銀行	300百万円
株式会社三十三銀行	300百万円
合計	3,000百万円

2．会社の株式に関する事項（2022年３月31日現在）

⑴ **発行可能株式総数**　72,000,000株

⑵ **発行済株式総数**　35,784,000株

⑶ **株主数**　11,614名

⑷ **大株主**

株主名	持株数（千株）	持株比率（％）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,986	8.7
日本空調サービス従業員持株会	2,549	7.4
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	2,227	6.5
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	1,640	4.8
株式会社愛知銀行	1,336	3.9
東京海上日動火災保険株式会社	1,128	3.3
重田康光	1,003	2.9
岐阜信用金庫	800	2.3
ＫＩＡ　ＦＵＮＤ　１３６ 常任代理人　シティバンク、エヌ・エイ東京支店	628	1.8
岡地修	578	1.7

（注）　当社は、自己株式（1,378千株）を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑸ **当事業年度に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況**

当社は、譲渡制限付株式報酬制度を導入しており、当事業年度中に交付した株式報酬は以下のとおりであります。なお、2021年７月16日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分を決議しております。

区分	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く。）	20,700株	４名

（注）　当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告28頁から32頁に記載しております。

⑹ その他株式に関する重要な事項

当社は、2020年10月30日及び2021年10月29日開催の取締役会において、それぞれ会社法第165条第３項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議し、以下のとおり取得いたしました。

① 2020年10月30日開催の取締役会決議による自己株式の取得について

- 取得対象株式の種類及び数　普通株式668,300株
- 取得価額の総額　499,982,800円
- 取得した期間　2020年11月２日から2021年６月23日まで

（ご参考）

2020年10月30日開催の取締役会における自己株式の取得に関する決議内容

- 取得対象株式の種類　普通株式
- 取得し得る株式の総数　700,000株（上限）
- 株式の取得価額の総額　500,000,000円（上限）
- 取得期間　2020年11月２日から2021年７月30日まで

② 2021年10月29日開催の取締役会決議による自己株式の取得について

- 取得対象株式の種類及び数　普通株式386,800株
- 取得価額の総額　307,212,600円
- 取得した期間　2021年11月１日から2022年３月31日まで

（ご参考）

2021年10月29日開催の取締役会における自己株式の取得に関する決議内容

- 取得対象株式の種類　普通株式
- 取得し得る株式の総数　700,000株（上限）
- 株式の取得価額の総額　500,000,000円（上限）
- 取得期間　2021年11月１日から2022年７月29日まで

3．新株予約権等の状況

⑴ 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名　　称 （発行決議日）	新株 予約権 の数	目的となる 株式の種類と数 （１個当たりの株式の数）	１個当たり 払込金額	１株当たり 権利行使価格	権利行使期間	保有状況
第３回新株予約権 (2014年７月31日)	50個	普通株式20,000株 (400株)	130,600円	１円	2014年８月19日から 2044年８月18日まで	取締役 ２名
第４回新株予約権 (2015年７月31日)	32個	普通株式12,800株 (400株)	185,200円	１円	2015年８月19日から 2045年８月18日まで	取締役 ３名
第５回新株予約権 (2016年７月29日)	37個	普通株式14,800株 (400株)	178,000円	１円	2016年８月17日から 2046年８月16日まで	取締役 ３名
第６回新株予約権 (2017年７月31日)	31個	普通株式12,400株 (400株)	220,400円	１円	2017年８月17日から 2047年８月16日まで	取締役 ４名
第７回新株予約権 (2018年７月13日)	70個	普通株式28,000株 (400株)	262,000円	１円	2018年８月１日から 2048年７月31日まで	取締役 ２名
第８回新株予約権 (2019年７月12日)	81個	普通株式32,400株 (400株)	211,600円	１円	2019年７月31日から 2049年７月30日まで	取締役 ３名
第９回新株予約権 (2020年７月15日)	84個	普通株式33,600株 (400株)	192,800円	１円	2020年８月４日から 2050年８月３日まで	取締役 ３名

（注）１．2016年４月１日付で普通株式１株を２株に分割しており、「目的となる株式の数」は調整されております。

２．社外取締役及び監査役は新株予約権を保有しておりません。

３．「権利行使価格」は、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価格」をいいます。

４．新株予約権の行使条件

⑴ 新株予約権者は、当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができる。

⑵ 上記⑴は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。

⑶ 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

⑵ 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4．会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

(2022年３月31日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
田中　洋二	代表取締役社長	蘇州日空山陽機電技術有限公司董事
草野　幸士	取締役執行役員総務部長	日本空調システム株式会社取締役
中町　博司	取締役	株式会社日本空調東北代表取締役社長
室谷　敏彰	取締役	株式会社日本空調北陸代表取締役社長
田中　登志男	取締役	税理士法人アイオン代表社員
東本　強	取締役	
小林　正博	常勤監査役	日本空調システム株式会社監査役 日空ビジネスサービス株式会社監査役 株式会社日本空調北陸監査役
中島　雅利	常勤監査役	
渡邉　資史	監査役	株式会社日本空調東北監査役 イーテック・ジャパン株式会社監査役
寺澤　実	監査役	公認会計士寺澤会計事務所代表

（注）１．取締役田中登志男氏及び東本強氏は、社外取締役であります。
２．常勤監査役中島雅利氏及び監査役寺澤実氏は、社外監査役であります。
３．当社は、取締役田中登志男氏及び東本強氏、常勤監査役中島雅利氏及び監査役寺澤実氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
４．常勤監査役中島雅利氏は、長きにわたり金融機関に在籍し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
５．監査役寺澤実氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

6．責任限定契約について

⑴ 当社と、非業務執行取締役である中町博司氏、室谷敏彰氏、田中登志男氏、東本強氏及び監査役全員は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

⑵ 当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、５百万円または法令に規定される最低責任限度額のいずれか高い額としております。

7．2021年６月18日開催の第58回定時株主総会終結の時をもって、取締役中村秀一氏は、任期満了により退任しております。

8．2021年６月18日開催の第58回定時株主総会終結の時をもって、取締役渡邊一彦氏は、任期満了により退任し、顧問に就任しております。

9．2021年６月18日開催の第58回定時株主総会終結の時をもって、監査役佐伯典久氏は、任期満了により退任しております。

⑵ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約は被保険者が負担することとなる会社役員としての業務行為に起因して損害賠償請求がされた場合の損害を塡補の対象としております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等の場合には塡補の対象としないこととしております。

⑶ 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等

当社は、2021年6月18日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

１） 個人別の報酬等（業績連動報酬等・非金銭報酬等以外）の額または算定方法

固定報酬は、2006年６月22日開催の第43回定時株主総会で決定した報酬総額の限度内（年額240百万円以内、使用人分給与を除く。当該定時株主総会終結時点の取締役員数は６名（うち社外取締役は１名））において、各役員が担う役割、責務等に応じて決定しております。

2）　業績連動報酬等について業績指標の内容、額または数の算定方法

業績連動報酬等は、2006年６月22日開催の第43回定時株主総会で決定した報酬総額の限度内（年額240百万円以内、使用人分給与を除く。）において、対象期間の営業利益（連結）の１％または年間の配当金総額の５％いずれか低い方を報酬限度額とし、役員賞与を支給します。

3）　非金銭報酬等の内容、「額もしくは数」または「算定方法」

a　非金銭報酬等の内容

非金銭報酬等は、2021年6月18日開催の第58回定時株主総会で決定した報酬総額の限度内（年額50百万円、当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は4名）において、株価変動のメリットとリスクを株主様と共有し、株価情報及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、対象取締役に対し、譲渡制限付株式を割り当てます。

b　譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受けます。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定します。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記ｄに定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給します。

c　譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数100,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とします。

なお、各取締役への具体的な支給時期及び配分については、当社取締役会において決定します。ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができます。

d　譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとします。

(ⅰ) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役その他当社取締役会が定めるいずれの地位をも喪失する日までの間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません（以下、「譲渡制限」という。）。

(ⅱ) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役その他当社取締役会が定めるいずれの地位をも喪失した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得します。

また、本割当株式のうち、上記①の譲渡制限期間が満了した時点において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得します。

(ⅲ) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役その他当社取締役会が定めるいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。

ただし、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役その他当社取締役会が定めるいずれの地位をも喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとします。

(ⅳ) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（当該組織再編等の効力発生日が譲渡制限期間が満了した時点より前に到来するときに限ります。以下、「組織再編等承認時」という。）であって、かつ当該組織再編等に伴い譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が当社の取締役その他当社取締役会が定めるいずれの地位をも喪失することとなる場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本

割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除します。

また、組織再編等承認時には、当社は、当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

4）　1）、2）、3）の割合（構成比率）

1）、2）、3）の各構成割合は決定しておりません。但し、過去3年間の構成割合の実績値は次のとおりであり、各事業年度の業績等により変動いたします。

固定報酬：業績連動報酬等：非金銭報酬等＝70～85%：5～15%：5～15%

5）　報酬等を与える時期・条件の決定に関する方針

a　固定報酬は金銭とし、在任中に毎月定期的に支給します。

b　業績連動報酬等は金銭とし、毎年一定の時期に支給します。

c　非金銭報酬等は譲渡制限付株式とし、毎年一定の時期に割り当てます。

6）　報酬等の内容の決定について取締役その他の第三者への委任に関する事項

a　委任を受ける者の氏名または当該会社での地位・担当

代表取締役社長

b　委任する権限の内容

1）の個人別の金額

c　権限の適切な行使のための措置がある場合はその内容

該当事項はありません。

7）　上記のほか報酬等の決定に関する事項

該当事項はありません。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額(百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる役員の員数(名)
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	118 (13)	92 (13)	10 (−)	16 (−)	8 (2)
監査役 (うち社外監査役)	42 (16)	42 (16)	−	−	5 (3)
合計 (うち社外役員)	161 (30)	135 (30)	10 (−)	16 (−)	13 (5)

(注) 1．上表には、2021年６月18日開催の第58回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役２名及び社外監査役１名を含んでおります。

2．取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

3．業績連動報酬等については定量的な業績指標を基に決定しており、業績の向上、企業価値の増大を計る指標として、当社グループの年次の本業の儲けを表す営業利益（連結）を、当社の重要な経営課題の一つである株主への利益還元を表す指標として、株主還元額（年間の配当金の総額）を選択しております。また、算定方法については、対象期間の営業利益（連結）の１％または年間の配当金総額の５％いずれか低い方を報酬限度額としております。当事業年度の役員賞与は、各指標に基づき報酬限度額を算定のうえ、2022年６月24日開催の第59回定時株主総会の決議をもって総額を確定し、取締役会で協議を行い配分いたします。なお、当事業年度における各指標の実績値等は下記のとおりです。

指標の種別	実績値	指標を基に算出した報酬限度額
営業利益（連結）	2,617百万円	26百万円
年間の配当金の総額	1,437百万円	71百万円

4．非金銭報酬等の内容は株式報酬型ストックオプション及び譲渡制限付株式であり、株式報酬型ストックオプションについては2012年６月22日開催の第49回定時株主総会で決定した報酬総額の限度内（年額50百万円、当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は4名）において割り当てることとして、その個数は、役職等に応じた報酬基礎額を公正な評価単価で除した計算を行い決定しております。また、譲渡制限付株式については「①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等」のとおりであり、当事業年度における支給状況は「２．会社の株式に関する事項(**5**)当事業年度に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況」に記載しております。なお、譲渡制限付株式報酬制度の導入に伴い、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権につきましては、既に割り当て済みのものを除き、新たに割当ては行っておりません。

5．監査役の報酬限度額は、2012年６月22日開催の第49回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は４名です。

6．取締役会は、代表取締役社長田中洋二に対し各取締役の固定報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

⑷ 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役田中登志男氏は、税理士法人アイオンの代表社員であります。なお、同法人と当社の間には特別な関係はありません。

監査役寺澤実氏は、公認会計士寺澤会計事務所の代表であります。なお、同所と当社の間には特別な関係はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

特記すべき事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏　　名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	田 中 登 志 男	当事業年度に開催された取締役会18回全てに出席し、公認会計士としての専門的知識・経験に基づき、当社の重要な経営判断の場において適切な助言及び提言を行っております。また、指名諮問委員会の委員長を務めております。
取締役	東　本　　強	当事業年度に開催された取締役会18回全てに出席し、保有するＭＢＡに関する知見及び延べ10年以上にわたる海外駐在で培った豊富な実務経験を基に、当社グループが進める海外展開に関する適切な助言を行い、当社グループの経営管理の強化に貢献しております。また、指名諮問委員会の委員を務めております。
監査役	中　島　雅　利	2021年６月18日就任以降、当事業年度に開催された取締役会16回全てに出席し、長きにわたる金融機関での経験により培った財務及び会計に関する知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会10回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役	寺　澤　　実	当事業年度に開催された取締役会18回全てに出席し、公認会計士としての専門的知識・経験から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会12回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

④ 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

5．会計監査人の状況

⑴ **名称**　　有限責任 あずさ監査法人

⑵ **報酬等の額**

	報酬等の額
当社が支払うべき公認会計士法第２条第１項の業務に係る報酬等の額	27百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27百万円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当社が支払うべき公認会計士法第２条第１項の業務に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告をもとに、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

３．当社の重要な子会社のうち、在外子会社においては、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規程によるものに限る。）を受けております。

⑶ **非監査業務の内容**

該当事項はありません。

⑷ **会計監査人の解任又は不再任の決定の方針**

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑸ **責任限定契約の内容の概要**

当社と会計監査人との間で会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しておりません。

6．会社の体制及び方針

⑴ 業務の適正を確保する体制

当社が、業務の適正を確保するための体制について取締役会で決議した内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社及び当社子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という）の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1） 取締役及び使用人の行動指針として、経営理念、企業行動規範及びコンプライアンス管理規程を定め、その周知を目的として定期的な研修等を実施する。

2） 企業価値向上にとって有効かつ効率的な内部統制システムの構築とその運用、推進を図るため、内部統制部門を設ける。

3） 法令遵守の課題に対応するため、社外委員を含めたコンプライアンス委員会を設ける。

4） 企業行動規範、コンプライアンス管理規程等の違反を早期に発見し解決するため内部通報制度を活用する。

5） 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体とは一切関係を持たないための方針を企業行動規範に明確に定め、適切に対応する。

6） 財務報告の信頼性と適正性を確保するため、財務報告に係る内部統制の整備、運用、評価及びこれらの継続的な見直しを行う。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

法令及び社内規程に基づき、取締役の職務の執行に係る以下の文書（電磁的記録を含む）の保存、管理を適切に行う。

ａ 株主総会議事録及び関連資料
ｂ 取締役会議事録及び関連資料
ｃ その他重要会議議事録及び関連資料
ｄ 稟議書及び関連資料
ｅ その他取締役の職務に関する重要な書類

③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1） 事業の存続と経営目標を達成するため、リスク管理規程を設け、組織、責任者、リスクの識別、発生の可能性、会社への影響度の測定等のリスク管理の体制と基準を定める。

2） リスク管理の実効性を確保するために、リスク管理委員会を設ける。

④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

組織規程、業務分掌規程、職務権限規程において、経営管理の意思決定と執行を明確に区分し、取締役会は、重要な経営に関する意思決定と各取締役の業務執行に関する監督を行い、事業運営の指針となる中期経営計画を策定する。各業務執行部門は、その実現に向けた具体的実施策を立案し実行をする。内部監査部門は、経営管理と統制の有効性を評価し、改善に向けた提言等を行う。

⑤ 当社グループの業務の適正を確保するための体制及び取締役等の職務の執行に係る当社への報告に関する体制

1） 経営理念、企業行動規範等の行動指針を共有し、原則として全ての子会社に当社の内部統制システムの適用、整備を行う。

2） 関係会社管理規程に基づき、当社グループの経営を管理し、状況に応じて主要な子会社に取締役又は監査役を派遣して経営を把握する。

3） 関係会社管理規程において、当社に対するグループ各社の重要情報等の報告事項を定め、適時、報告を受ける。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性並びに指示の実効性の確保に関する事項

監査役の必要に応じて監査役の職務を補助するための独立性を持った監査役補助者を置くこととし、当該補助者は、監査役の指揮命令に服し、その人事評価・異動・懲戒等については、予め監査役会の同意を得る。

⑦ 当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び報告した者が報告したことを理由に不利な扱いを受けないことを確保するための体制

1） 監査役に報告すべき事項は、漏れなく遅滞なく報告される体制を構築する。

2） 監査役に報告する事項は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実、法令及び定款に関する事項、内部監査状況、リスク管理に関する重要な事項等とする。

3） 監査役は、必要に応じて取締役又は使用人に対し、重要事項等に関する報告を求めることができる。

4） 監査役に報告をした者に対し報告をしたことを理由として不利な扱いをしない。

⑧　監査役の職務の執行について生じる費用の前払又は償還手続きその他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

⑨　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1）　監査役が当社及び子会社の取締役会他重要会議に出席し、各社の稟議書その他の重要書類を閲覧し、必要に応じて説明を求めることができる体制を確保する。

2）　監査役が取締役、会計監査人及び内部監査部門と定期的な情報交換ができる場を設ける。

⑵　業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

①　当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1）　取締役及び使用人の行動指針として、経営理念、企業行動規範及びコンプライアンス管理規程を定めております。また、コンプライアンスに関する意識の定着を目的として、国内のグループの使用人を対象としたコンプライアンス研修を実施すると共に、海外を含めたグループの使用人に経営理念、企業行動規範等を記載した「CREDO CARD」を配布し、常時携行すべく周知しております。

2）　内部統制システムの構築とその運用、推進を所管する内部統制部門が主体となり、当社及び国内グループ会社統一の「内部統制システム構築の基本方針（以下、同基本方針）」を制定し、評価表による整備・運用状況のモニタリングを実施しております。主要な海外グループ会社においても同基本方針を制定しており、事業活動の進捗度合いに応じて、整備・運用面を充実させてまいります。

3）　当社は、社外取締役、法務担当部門、技術部門、外部弁護士で構成するコンプライアンス委員会を設置し、当社のコンプライアンス体制の構築、維持、向上及び改善等に取り組んでおります。なお、同委員会にはリスク管理委員及びリスク管理委員会の委任を受けた事務局員も参加する事により、リスク管理体制との連携を図っております。

4） 内部通報制度の整備、運用については、当社及び国内グループ会社において当社グループ共通のコンプライアンス管理規程及び内部通報制度規則を定め、法令等違反の早期発見と解決に取り組んでおります。なお、内部通報の運用にあたっては、当年度のコンプライアンス研修のテーマの一つとして取扱い、内部通報の重要性を周知すると共に、通報者保護に関する啓蒙活動を行い、安心して利用できる信頼性の高い通報窓口の環境整備を行う事で、充分に機能発揮できる内部通報の運用促進に取り組んでおります。また、海外グループ会社におきましては、中国の子会社で導入している内部通報制度を足掛かりに他の海外グループ会社へも順次導入を進めてまいります。

5） 反社会的勢力との一切の関わりを排除すべく、当社グループでは原則として協力会社等との間で、基本契約書又は反社会的勢力排除に関する覚書を締結しております。

6） 財務報告の適正性確保のため、内部統制部門は内部監査部門や経理部他関係部門と連携をとり、必要に応じた改善提案、指導または再発防止の取り組みを行っております。また、その結果については、取締役会及び監査役会に報告することで情報の共有を図っております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行やその他業務執行部門の重要情報の保存及び管理に関する体制として、文書取扱規程、文書保存期間一覧表及び文書取扱マニュアル等により、重要文書の保存、管理についての規程を整備・運用しております。

③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループのリスク管理の実効性を確保するため、当社及び国内グループ会社において、リスク管理規程等に基づき、各社のリスク管理委員会にて、リスクの洗い出し、発生の可能性、会社への影響度の測定等を実施し、リスク軽減を図っております。また、各社合同のリスク管理委員会を開催することで国内グループ全体の、リスクマネジメントの活動状況の共有を図っております。当社グループのリスク管理の実効性確保とモニタリングの強化を目的として、同委員会にて対策計画の進捗状況確認を四半期ごとに行っております。なお、同委員会にはコンプライアンス委員会の委員の一部も参加する事により、コンプライアンス体制との連携を図っております。

④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、定款、法令及び社内規程に従って、重要な経営の意思決定を行っております。また、業務執行取締役の業務執行状況の報告を定期的に受けております。

⑤ 当社グループの業務の適正を確保するための体制及び取締役等の職務の執行に係る当社への報告に関する体制

当社グループの管理体制、情報入手並びに当社の取締役会及び監査役会への報告体制の整備、運用のため、関係会社管理規程を策定しております。国内グループ会社に関する情報の入手と展開の実効性を高めるため、当該会社の管理を担当する経営企画部長が取りまとめて、代表取締役、取締役会及び監査役会へ定期的に報告する体制としております。国内グループ会社では定着化が進んでおりますが、引き続き正確かつ早期に報告がなされる体制を構築してまいります。なお、海外グループ各社に関しましては、今後の事業活動の進捗度合いに応じて、報告体制の整備、運用面を充実させ、その実効性を確保してまいります。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性並びに指示の実効性の確保に関する事項

監査役の求めに応じて、取締役からの独立性を持った監査役補助者を置くことができる旨を監査役補助者規則で定めております。

⑦ 当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び報告した者が報告したことを理由に不利な扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告するための体制について、その旨を役員一般規程、就業規則で定めております。

⑧ 監査役の職務の執行について生じる費用の前払又は償還手続きその他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行にかかる費用については、事業年度ごとに予算計上しておりますが、監査役が当該費用の前払い等の請求をしたときは当該監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を会社が負担する旨を役員一般規程で定めております。

⑨　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1）　監査役は、当社及び子会社の取締役会他重要会議に出席すると共に取締役会議事録等の重要文書を閲覧し、必要に応じて説明を求めております。

2）　監査役が取締役、使用人及び会計監査人等と定期的な情報交換できる場を設ける旨を役員一般規程、就業規則で定めております。当年度につきましては、代表取締役（２回）、社外取締役（３回）及び会計監査人（７回）との意見交換を定期的に行っております。またその他の取締役、執行役員については、必要に応じ意見交換を行っております。

なお、当社グループの業務の適正をより一層確保するため、内部統制を主管する独立した部を新設し（ガバナンス統括部2022年４月１日付）、体制全般に関する社内展開をさらに促進させることで、今後も国内外を対象とした継続的な周知徹底と、必要に応じた見直しと改善に努めてまいります。

⑶　株式会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

７．その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

連結貸借対照表

(2022年３月31日現在)

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**21,653**	**流動負債**	**10,948**
現金及び預金	7,253	支払手形・工事未払金等	4,832
受取手形	155	電子記録債務	1,487
電子記録債権	730	短期借入金	320
売掛金	6,763	1年内返済予定の長期借入金	176
完成工事未収入金	3,981	未払金	394
契約資産	1,240	未払費用	1,771
未成工事支出金	637	未払法人税等	938
原材料及び貯蔵品	19	契約負債	398
未収入金	471	役員賞与引当金	35
その他	411	受注損失引当金	106
貸倒引当金	△11	その他	486
固定資産	**13,487**	**固定負債**	**3,709**
有形固定資産	**8,238**	長期借入金	357
建物	2,845	繰延税金負債	2
機械及び装置	1,115	役員退職慰労引当金	120
土地	4,046	執行役員退職慰労引当金	35
建設仮勘定	10	退職給付に係る負債	3,109
その他	221	資産除去債務	48
無形固定資産	**76**	その他	34
ソフトウエア	49	**負債合計**	**14,657**
その他	26	**純資産の部**	
投資その他の資産	**5,171**	**株主資本**	**17,983**
投資有価証券	4,412	資本金	1,139
繰延税金資産	529	資本剰余金	1,168
その他	235	利益剰余金	16,482
貸倒引当金	△5	自己株式	△807
		その他の包括利益累計額	**2,111**
		その他有価証券評価差額金	2,337
		為替換算調整勘定	9
		退職給付に係る調整累計額	△235
		新株予約権	**241**
		非支配株主持分	**145**
資産合計	**35,140**	**純資産合計**	**20,482**
		負債純資産合計	**35,140**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2021年４月１日から
2022年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**49,886**
売上原価		**41,080**
売上総利益		**8,806**
販売費及び一般管理費		**6,189**
営業利益		**2,617**
営業外収益		
受取利息	8	
受取配当金	85	
保険配当金	6	
受取保険金	13	
為替差益	45	
助成金収入	14	
その他	22	196
営業外費用		
支払利息	8	
資金調達費用	0	
支払手数料	2	
その他	0	11
経常利益		**2,801**
特別利益		
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	1,391	
その他	0	1,393
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	2	
減損損失	10	
その他	3	16
税金等調整前当期純利益		**4,178**
法人税、住民税及び事業税	1,416	
法人税等調整額	△70	1,345
当期純利益		**2,832**
非支配株主に帰属する当期純利益		11
親会社株主に帰属する当期純利益		**2,821**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（2021年４月１日から
2022年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	1,139	1,174	15,178	△359	17,132
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,514		△1,514
親会社株主に帰属する当期純利益			2,821		2,821
自己株式の取得				△500	△500
自己株式の処分		△5		52	47
従業員奨励及び福利基金(注)１			△2		△2
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	△5	1,304	△447	851
当連結会計年度末残高	1,139	1,168	16,482	△807	17,983

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当連結会計年度期首残高	3,150	△46	△213	2,891	241	118	20,384
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△1,514
親会社株主に帰属する当期純利益							2,821
自己株式の取得							△500
自己株式の処分							47
従業員奨励及び福利基金(注)１							△2
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△813	55	△22	△779	△0	27	△752
連結会計年度中の変動額合計	△813	55	△22	△779	△0	27	98
当連結会計年度末残高	2,337	9	△235	2,111	241	145	20,482

（注）１．従業員奨励及び福利基金は、中華人民共和国所在の子会社が当該国の法令に基づいて設定したものであります。

２．記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

（2022年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額
資産の部	
流動資産	**14,390**
現金及び預金	4,389
受取手形	109
電子記録債権	609
売掛金	5,192
完成工事未収入金	2,643
契約資産	592
未成工事支出金	322
原材料及び貯蔵品	6
未収入金	227
関係会社短期貸付金	31
その他	267
貸倒引当金	△0
固定資産	**12,107**
有形固定資産	**5,741**
建物	2,184
機械及び装置	122
車両運搬具	0
工具、器具及び備品	102
土地	3,289
リース資産	31
建設仮勘定	10
無形固定資産	**62**
ソフトウエア	41
その他	20
投資その他の資産	**6,303**
投資有価証券	4,304
関係会社株式	1,486
出資金	0
関係会社出資金	38
従業員に対する長期貸付金	16
関係会社長期貸付金	520
長期前払費用	19
敷金及び保証金	94
その他	9
貸倒引当金	△187
資産合計	**26,497**

科目	金額
負債の部	
流動負債	**8,052**
支払手形	24
電子記録債務	1,338
買掛金	1,804
工事未払金	843
関係会社短期借入金	1,050
リース債務	6
未払金	170
未払費用	1,288
未払法人税等	812
未払消費税等	255
契約負債	241
預り金	112
役員賞与引当金	10
受注損失引当金	93
固定負債	**1,939**
リース債務	27
退職給付引当金	1,862
資産除去債務	6
繰延税金負債	41
その他	0
負債合計	**9,991**
純資産の部	
株主資本	**13,948**
資本金	**1,139**
資本剰余金	**808**
資本準備金	362
その他資本剰余金	445
利益剰余金	**12,815**
利益準備金	122
その他利益剰余金	12,692
研究開発積立金	200
固定資産圧縮積立金	95
別途積立金	5,858
繰越利益剰余金	6,537
自己株式	**△814**
評価・換算差額等	**2,315**
その他有価証券評価差額金	2,315
新株予約権	**241**
純資産合計	**16,505**
負債純資産合計	**26,497**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2021年４月１日から
2022年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		
サービス売上高	26,133	
完成工事高	9,407	**35,541**
売上原価		
サービス売上原価	21,044	
完成工事原価	8,037	**29,081**
売上総利益		**6,459**
販売費及び一般管理費		**4,550**
営業利益		**1,908**
営業外収益		
受取利息	1	
受取配当金	446	
仕入割引	1	
受取ロイヤリティー	32	
保険配当金	4	
受取保険金	6	
受取手数料	12	
その他	53	559
営業外費用		
支払利息	6	
資金調達費用	0	
貸倒引当金繰入額	86	
その他	2	95
経常利益		**2,372**
特別利益		
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	1,391	
その他	0	1,393
特別損失		
固定資産除却損	2	
関係会社出資金評価損	35	
その他	3	41
税引前当期純利益		**3,723**
法人税、住民税及び事業税	1,076	
法人税等調整額	△47	1,028
当期純利益		**2,695**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2021年４月１日から
2022年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,139	362	451	814
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			△5	△5
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）				
事業年度中の変動額合計	－	－	△5	△5
当期末残高	1,139	362	445	808

	株主資本								
	利益剰余金							自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金					利益剰余金合計		
		研究開発積立金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	その他利益剰余金合計			
当期首残高	122	200	95	5,858	5,357	11,512	11,634	△367	13,220
事業年度中の変動額									
剰余金の配当					△1,514	△1,514	△1,514		△1,514
当期純利益					2,695	2,695	2,695		2,695
自己株式の取得								△500	△500
自己株式の処分								53	47
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）									
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	1,180	1,180	1,180	△447	727
当期末残高	122	200	95	5,858	6,537	12,692	12,815	△814	13,948

（単位：百万円）

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	3,127	3,127	241	16,590
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△1,514
当期純利益				2,695
自己株式の取得				△500
自己株式の処分				47
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△812	△812	△0	△812
事業年度中の変動額合計	△812	△812	△0	△84
当期末残高	2,315	2,315	241	16,505

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年５月12日

日本空調サービス株式会社
　取締役会　御中

有限責任　あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　新　家　徳　子

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　内　田　宏　季

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、日本空調サービス株式会社の2021年４月１日から2022年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本空調サービス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年５月12日

日本空調サービス株式会社
　取締役会　御中

有限責任　あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　新　家　徳　子

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　内　田　宏　季

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、日本空調サービス株式会社の2021年４月１日から2022年３月31日までの第59期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第59期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

第59期事業年度においては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点よりWeb会議システムを活用しながら子会社を含む取締役・使用人、会計監査人との意思疎通・情報収集、重要な会議等への出席及び監査を行いました。

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議に基づく体制の構築は相当であると認めます。

また、内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても指摘すべき事項は認められません。ただし、内部通報制度の運用面については、通報者保護等の対策・周知状況を引き続き監視するとともに、改正公益通報者保護法に基づく運用面についても、監視・検証して参ります。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年５月12日

日本空調サービス株式会社　監査役会

常勤監査役　小　林　正　博　㊞

常勤監査役（社外監査役）　中　島　雅　利　㊞

監　査　役　渡　邉　資　史　㊞

監　査　役（社外監査役）　寺　澤　　実　㊞

以　上

株主総会会場ご案内図

ヒルトン名古屋は地下鉄東山線・鶴舞線
伏見駅７番出口から西へ徒歩約３分

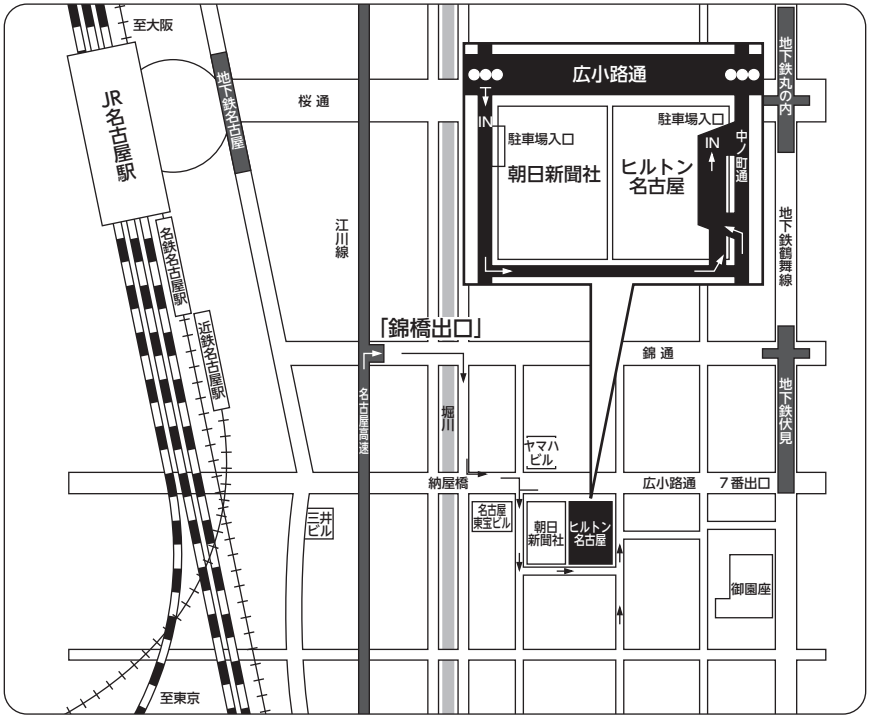

＜ヒルトン名古屋の連絡先等＞
https://nagoya.hiltonjapan.co.jp

〒460－0008　名古屋市中区栄１丁目３番３号
TEL：052-212-1111　FAX：052-212-1225

UD FONT 見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。